

令和三年内閣府・法務省令第四号

金融サービス仲介業者保証金規則

金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第二十二條第十二項の規定に基づき、金融サービス仲介業者保証金規則を次のように定める。

（権利の実行の手続）

第一条 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号。以下「令」という。）第二十八條第一項に規定する権利の実行の申立てをしようとする者は、別紙様式第一号により作成した申立書に金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号。以下「法」という。）第二十二條第六項の権利（以下「権利」という。）を有することを証する書面を添付して、金融庁長官（令第四十七條第一項の規定により金融庁長官の権限が財務局長又は福岡財務支局長に委任されている場合にあつては、当該財務局長又は福岡財務支局長。以下同じ。）に提出するものとする。

（権利の申出の手続）

第二条 令第二十八條第二項に規定する権利の申出をしようとする者は、別紙様式第二号により作成した申出書に権利を有することを証する書面を添付して、金融庁長官に提出するものとする。

（仮配当表の作成等）

第三条 令第二十八條第四項の規定による権利の調査のため、金融庁長官は、同條第二項の期間が経過した後、遅滞なく、仮配当表を作成し、これを公示し、かつ、当該権利の調査の対象となる保証金に係る金融サービス仲介業者（法第十一條第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）及びこれと法第二十二條第三項の契約を締結している者（以下「受託者」という。）にその内容を通知しなければならない。

2 金融庁長官は、金融サービス仲介業者の営業所又は事務所の所在地を確知できないときは、前項の規定による金融サービス仲介業者への通知をすることを要しない。

（意見聴取会の開催）

第四条 令第二十八條第四項の規定による権利の調査の手続は、金融庁長官の指名する職員が議長として主宰する意見聴取会によつて行ふ。

2 令第二十八條第一項の規定による権利の申立てをした者、同條第二項の期間内に権利の申出をした者又は前條第一項に規定する金融サービス仲介業者若しくは受託者（第八條第四号及び第九條において「関係人」と総称する。）は、病氣その他のやむを得ない理由により意見聴取会に出席することができないときは、口述書を提出して、意見聴取会における陳述に代えることができる。

第五条 議長は、必要があると認めるときは、学識経験のある者その他の参考人に対し、意見聴取会に出席することを求めることができる。

第六条 議長は、議事を整理するため必要があると認めるときは、意見の陳述、証拠の提示その他の必要な事項について指示をすることができる。

2 議長は、意見聴取会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を乱し、又は不穏な言動をする者を退去させることができる。

第七条 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。

この場合において、議長は、あらかじめ、次回の期日及び場所を定め、これを公示し、かつ、第三條第一項に規定する金融サービス仲介業者及び受託者に通知しなければならない。

第八条 議長は、意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調書を作成しなければならない。

- 一 意見聴取会の事案の表示
- 二 意見聴取会の期日及び場所
- 三 議長の職名及び氏名
- 四 出席した関係人の氏名及び住所
- 五 その他の出席者の氏名

六 陳述された意見の要旨

七 第四條第二項の口述書が提出されたときは、その旨及びその要旨

八 証拠が提示されたときは、その旨及び証拠の標目

九 その他議長が必要と認める事項

第九条 関係人は、前條の調書を閲覧することができる。

（配当の実施の順序）

第十条 第三條第一項に規定する保証金のうちに、金融サービス仲介業者が供託したもののほか、受託者が供託したものがあつた場合には、金融庁長官は、当該金融サービス仲介業者が供託した保証金につき先に配当を実施しなければならない。

（配当の手続等）

第十一条 金融庁長官は、配当の実施のため、供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）第二十七号書式、第二十八号書式又は第二十八号の二書式により作成した支払委託書を供託所に送付するとともに、配当を受けるべき者に同令第二十九号書式により作成した証明書を送付しなければならない。

2 金融庁長官は、前項の手続をしたときは、当該支払委託書の写しを当該配当の対象となる保証金に係る金融サービス仲介業者及び法第二十二條第四項の規定により当該保証金の全部又は一部を供託した受託者に送付しなければならない。

3 第三條第二項の規定は、前項の規定による支払委託書の写しの金融サービス仲介業者への送付について準用する。

（保証金の取戻し）

第十二條 法第二十二條第一項、第四項又は第八項の規定により保証金を供託した者（第十五條第三項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定により保証金を供託したものとみなされる金融サービス仲介業者を含む。次條第一項から第三項まで及び第六項において「供託者」という。）は、当該保証金の取戻しについて法第二十二條第十項の規定により金融庁長官の承認を受けようとするときは、取戻しの事由及び取戻しをしようとする金額の額又は取戻しをしようとする有価証券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債（以下この項において「振替国債」という。）を含む。以下同じ。）の名称、枚数、総額面等（振替国債については、その銘柄、金額等とする。次條第八項及び第十四條第二項において同じ。）を記載した別紙様式第三号により作成した保証金取戻承認申請書に取戻しをすることができることを証する書面及び法第二十二條第十一項の指定に関し参考となる書面を添付して、これを金融庁長官に提出するものとする。

2 金融庁長官は、前項の承認をしようとするときは、法第二十二條第十項第三号の規定による保証金の取戻しを承認する場合を除き、前項の保証金につき権利を有する者は六月を下らない一定の期間内にその権利の申出をすべきこと及びその期間内に申出をしないときは配当手続から除外されるべきことを公示し、かつ、その旨を当該保証金に係る金融サービス仲介業者及び受託者に通知しなければならない。

3 第三條第二項の規定は、前項の規定による金融サービス仲介業者への通知について準用する。

4 第二項の権利の申出をしようとする者は、別紙様式第四号により作成した申出書に権利を有することを証する書面を添付して、これを金融庁長官に提出するものとする。

5 令第二十八條第四項から第八項まで及び第三條から前條までの規定は、第二項の期間内に権利の申出があつた場合について準用する。この場合において、令第二十八條第四項中「第二項」とあるのは「金融サービス仲介業者保証金規則（令和三年内閣府・法務省令第四号）第二十二條第二項」と、同條第七項中「第二項、第四項及び第五項」とあるのは「第四項及び第五項」と、同條第八項中「権利の実行に必要があるときは」とあるのは「金融サービス仲介業者保証金規則第十二條第二項に規定する権利の申出があつた場合の権利の実行に必要があるときは」と、第三條第一項中「令第二十八條第四項」とあるのは「第十二條第五項において準用する令第二十八條第四

項」と、「同条第二項」とあるのは「第十二条第二項」と、第四条第一項中「令第二十八条第四項」とあるのは「第十二条第五項において準用する令第二十八条第四項」と、同条第二項中「令第二十八条第一項の規定による権利の実行の申立てをした者、同条第二項」とあるのは「第十二条第二項」と読み替えるものとする。

6 金融庁長官は、第一項の承認をしたときは、別紙様式第五号により作成した取戻しを承認する旨の保証金取戻承認証明書と同項の承認の申請をした者に交付しなければならない。ただし、金融庁長官が法第二十二條第十一項の規定により保証金を取り戻すことができる時期及び取り戻すことができる保証金の額を指定したときは、当該取戻しを承認する旨の保証金取戻承認証明書中第二面については、その時期が到来したとき（その時期が到来したときに令第二十八条に規定する権利の実行、次条の保管替え等又は第十四条の取戻しの手続が行われている場合は、当該手続が終了したとき）にこれを交付する。

7 第一項の承認を受けた者が、供託規則第二十五条第一項の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、前項の規定により交付を受けた取戻しを承認する旨の保証金取戻承認証明書をもつて足りる。

（保証金の保管替え等）

第十三条 金銭のみをもって保証金を供託している供託者は、当該保証金に係る金融サービス仲介業者の主たる営業所又は事務所の所在地において変更があったためその最寄りの供託所（国内に営業所又は事務所を有しない者にあつては、東京法務局。以下この条において同じ。）に変更があつたときは、遅滞なく、金融庁長官にその旨を届け出るものとする。

2 金融庁長官は、前項の届出があつたときは、令第二十八条に規定する権利の実行又は前条若しくは次条の取戻しの手続がとられている場合を除き、当該保証金についての供託書正本を当該届出をした供託者に交付しなければならない。

3 第一項の届出をした供託者は、前項の規定により供託書正本の交付を受けた後、遅滞なく、当該保証金を供託している供託所に対し、費用を予納して、所在地の変更後の主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所への保証金の保管替えを請求するものとする。

4 前項の保管替えを請求した者は、当該保管替えの手続の終了後、遅滞なく、別紙様式第六号により作成した届出書に供託規則第二十一条の五第三項の規定により交付された供託書正本及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）第二十六条第三項に規定する保証金等内訳書を添付して、金融庁長官にこれを提出するものとする。

5 金融庁長官は、前項の届出書に添付された供託書正本を受理したときは、その供託書正本保管証書を当該保管替えを請求した者に交付しなければならない。

6 法第二十二條第九項の規定により有価証券又は金銭及び有価証券をもって保証金を供託している供託者は、当該保証金に係る金融サービス仲介業者の主たる営業所又は事務所の所在地において変更があつたためその最寄りの供託所に変更があつたときは、遅滞なく、当該保証金と同額の保証金を所在地の変更後の主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託するものとする。

7 前項の規定により供託をした者は、金融庁長官に対し、所在地の変更前の主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所に供託している保証金の取戻しの承認の申請をすることができる。

8 第六項の規定により供託をした者は、前項の承認の申請をしようとするときは、その事由及び取戻しをしようとする金銭の額又は取戻しをしようとする有価証券の名称、枚数、総額面等を記載した別紙様式第七号により作成した保証金取戻承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

9 前条第六項本文及び第七項の規定は、第七項の取戻しの手続について準用する。この場合において、同条第六項本文中「第一項の承認をしたときは」とあるのは「次条第七項の承認の申請に係る保証金の取戻しを承認したときは」と、「別紙様式第五号」とあるのは「別紙様式第八号」と、同条第七項中「第一項の承認を受けた者」とあるのは「次条第七項の申請に係る承認を受けた者」と読み替えるものとする。

（保証金の差替え）

第十四条 法第二十二條第九項の規定により有価証券を供託している者は、当該有価証券についてその償還期が到来した場合において、あらかじめ、当該有価証券に代わる保証金の供託をしたときは、金融庁長官に対し、当該有価証券の取戻しの承認の申請をすることができる。

2 前項の承認の申請をしようとする者は、有価証券に代わるものとして供託した供託物の内容及び取戻しをしようとする有価証券の名称、枚数、総額面等を記載した別紙様式第九号により作成した保証金取戻承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

3 第十二条第六項本文及び第七項の規定は、第一項の取戻しの手続について準用する。この場合において、同条第六項本文中「第一項の承認をしたときは」とあるのは「第十四条第一項の承認の申請に係る保証金の取戻しを承認したときは」と、「別紙様式第五号」とあるのは「別紙様式第十号」と、同条第七項中「第一項の承認を受けた者」とあるのは「第十四条第一項の申請に係る承認を受けた者」と読み替えるものとする。

（有価証券の換価）

第十五条 金融庁長官は、令第二十八条第八項（第十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定により有価証券を換価するためその還付を受けようとするときは、供託物払渡請求書二通を供託所に提出しなければならない。

2 金融庁長官は、有価証券を換価したときは、換価代金から換価の費用を控除した額を、当該有価証券に代わる供託金として供託しなければならない。

3 前項の規定により供託された供託金は、第一項の規定により還付された有価証券を供託した金融サービス仲介業者が供託したものとなす。

4 金融庁長官は、第二項の規定により供託したときは、その旨を前項に規定する金融サービス仲介業者に通知しなければならない。

（公示等）

第十六条 令第二十八条第二項並びに第四項及び第五項（これらの規定を第十二条第五項において準用する場合を含む。）並びに第三条第一項及び第七條第一項（これらの規定を第十二条第五項において準用する場合を含む。）並びに第十二条第二項に規定する公示は、官報に掲載することによって行う。

2 前項の規定による公示の費用その他の保証金の払渡しの手続に必要な費用（令第二十八条第八項（第十二条第五項において準用する場合を含む。）の換価の費用を除く。）は、還付又は取戻しの手続によつて払渡しを受ける金額に応じ、当該金額を限度として、当該払渡しを受ける者の負担とする。

（供託規則の適用）

第十七条 この規則に定めるもののほか、金融サービス仲介業者に係る保証金の供託及び払渡しについては、供託規則の手続による。

附則

この命令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号）の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

附則（令和三年六月三〇日内閣府・法務省令第五号）

この命令は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の規定は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号）の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

附則（令和六年一月三十一日内閣府・法務省令第一号）

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

別紙様式第1号(第1条関係)

(日本産業規格A4)
年 月 日

財務(支)局長 殿

(郵便番号 ー)

住所

電話番号 () ー

商号又は名称

氏名

(法人等にあつては、代表者の氏名及び資格)

申立書

下記のとおり、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令第28条第1項の規定により権利の実行の申立てをいたします。

記

1 債権者の商号、名称又は氏名及び住所

2 債権額

3 債権発生の原因たる事実

4 その他参考となる事項

(申立ての対象となった金融サービス仲介業者)

1 登録番号・登録年月日

2 商号、名称又は氏名

3 住所

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第2号(第2条関係)

(日本産業規格A4)
年 月 日

財務(支)局長 殿

(郵便番号 ー)

住所

電話番号 () ー

商号又は名称

氏名

(法人等にあつては、代表者の氏名及び資格)

申出書

下記のとおり、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令第28条第2項の規定により権利の申出をいたします。

記

1 債権者の商号、名称又は氏名及び住所

2 債権額

3 債権発生の原因たる事実

4 その他参考となる事項

(申立ての対象となった金融サービス仲介業者)

1 登録番号・登録年月日

2 商号、名称又は氏名

3 住所

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第3号(第12条第1項関係)

(日本産業規格A4)
年 月 日

財務(支)局長 殿

※登録番号 第 号
(郵便番号 ー)

住所

電話番号 () ー

商号又は名称

氏名

(法人等にあつては、代表者の氏名及び資格)

保証金取戻承認申請書

下記のとおり、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第22条第10項の規定により、保証金の取戻しの承認の申請をいたします。

記

- 取戻しの事由
- 取戻しをしようとする供託物の内容(供託所名)

イ 金銭の場合

供託番号	供託金額	供託者名	取戻申請金額
年度番号	円		円

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価額
年度証番号					円	円	円
年度証番号					円	円	円

ハ 振替国債の場合

供託番号	銘柄	金額	評価額
年度国番号		円	円
年度国番号		円	円

- その他参考となる事項

(記載上の注意)

- 金融サービス仲介業者の場合は、※登録番号を記載すること。
- 法第13条第1項の登録申請書又は法第16条第3項第1号の規定及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第19条第1項の規定による届出書に旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届けるまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書きで併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第4号(第12条第4項関係)

(日本産業規格A4)
年 月 日

財務(支)局長 殿

(郵便番号 ー)

住所

電話番号 () ー

商号又は名称

氏名

(法人等にあつては、代表者の氏名及び資格)

申出書

下記のとおり、金融サービス仲介業者保証金規程第12条第4項の規定により権利の申出をいたします。

記

- 債権者の商号、名称又は氏名及び住所

- 債権額

- 債権発生の原因たる事実

- その他参考となる事項

(申出の対象となった金融サービス仲介業者)

- 登録番号・登録年月日

- 商号、名称又は氏名

- 住所

(記載上の注意)

氏を改めた者においては、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を「氏名」欄に括弧書きで併せて記載することができる。

別紙様式第5号(第12条第6項、第7項関係)

(日本証券規格A4)
(第1面)

保証金取戻承認証明書

- 1 取戻しを受ける供託者の商号、名称又は氏名及び住所
- 2 取り戻すことができる時期
- 3 取り戻すことができる金額

上記のとおり承認する。
年 月 日

財務(支)局長 印

住所
氏名 殿

※取り戻すことができる時期が到来していないものは、供託規則第25条第1項の添付書類とはならない。

※第2面の記載なきものは、供託規則第25条第1項の添付書類とはならない。

（ 捺印 ）

(第2面)

- 1 取戻しを受ける供託者の商号、名称又は氏名及び住所
- 2 取戻しを受ける供託物の内容(供託所名)

イ 金銭の場合

供託番号	供託金額	供託者名	取戻承認金額
年度金第 号	円		円
年度金第 号	円		円
年度金第 号	円		円
年度金第 号	円		円

ロ 振替口座以外の有価証券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価額
年度証券 号					円	円	円
年度証券 号					円	円	円
年度証券 号					円	円	円
年度証券 号					円	円	円

ハ 振替口座の場合

供託番号	銘柄	金額	評価額
年度国債 号		円	円
年度国債 号		円	円
年度国債 号		円	円
年度国債 号		円	円

上記のとおり証明する。
年 月 日

財務(支)局長 印

住所
氏名 殿

別紙様式第6号(第13条第4項関係)

(日本産変規格A4)
年 月 日

財務(支)局長 殿

登録番号 第 号

(郵便番号 ー)

住所

電話番号 () ー

商号又は名称

氏名

(法人等にあつては、代表者の氏名及び資格)

届出書

下記のとおり、保証金の保管替えをしますので、金融サービス仲介業者保証金規則第13条第4項の規定により供託書正本を送って届け出ます。

記

- 1 金融サービス仲介業者の主たる営業所又は事務所の所在地及び供託所

(新)

(旧)

- 2 所在地変更年月日

(記載上の注意)

- 金融サービス仲介業者の場合は、登録番号を記載すること。
- 法第13条第4項の登録申請書又は法第16条第3項第1号の規定及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第19条第1項の規定による届出書に旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書きで併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第7号(第13条第8項関係)

(日本産変規格A4)
年 月 日

財務(支)局長 殿

登録番号 第 号

(郵便番号 ー)

住所

電話番号 () ー

商号又は名称

氏名

(法人にあつては、代表者の氏名及び資格)

供託金控除承認申請書

下記のとおり、金融サービス仲介業者保証金規則第13条第7項の規定により供託金の取戻しの承認の申請をいたします。

記

- 1 取戻しの事由
-
- 2 取戻しをしようとする供託物の内容(供託所名)

イ 金銭の場合

供託番号	供託金額	供託者名	取戻申請金額
年度国第 号	円		円

ロ 振替口座以外の有価証券の場合

供託番号	名称	同記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価額
年度国第 号					円	円	円
年度国第 号					円	円	円

ハ 振替口座の場合

供託番号	銘柄	金額	評価額
年度国第 号		円	円
年度国第 号		円	円

- 3 その他参考となる事項

(記載上の注意)

法第13条第4項の登録申請書又は法第16条第3項第1号の規定及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第19条第1項の規定による届出書に旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書きで併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第8号(第13条第9項関係)

(日本産業規格A4)

保証金取戻承認証明書

- 1 取戻しを受ける供託者の番号、名称又は氏名及び住所
- 2 取戻しを受ける供託物の内容(供託所名)

イ 金銭の場合

供託番号	供託金額	供託者名	取戻承認金額
年度第 号	円		円

ロ 振替口座以外の有価証券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価額
年度第 号					円	円	円
年度第 号					円	円	円

ハ 振替口座の場合

供託番号	銘柄	金額	評価額
年度第 号		円	円
年度第 号		円	円

- 3 金融サービス仲介業者の主たる営業所又は事務所の所在地

(新)
(旧)
上記のとおり証明する。
年 月 日

財務(支)局長 印

住所 氏名 殿

別紙様式第9号(第14条第2項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

登録番号 第 号
(郵便番号 -)
住所
電話番号 () -
商号又は名称
氏名

(法人等にあつては、代表者の氏名及び資格)

保証金取戻承認申請書

下記のとおり、金融サービス仲介業者保証金規則第14条第1項の規定により供託有価証券の取戻しの承認の申請をいたします。

記

- 1 供託有価証券に代わる供託物の内容(供託所名)

イ 金銭の場合

供託番号	供託金額	供託者名
年度第 号	円	

ロ 振替口座以外の有価証券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価額
年度第 号					円	円	円
年度第 号					円	円	円

ハ 振替口座の場合

供託番号	銘柄	金額	評価額
年度第 号		円	円

- 2 取り戻しをしようとする供託有価証券の内容(供託所名)

イ 振替口座以外の有価証券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価額
年度第 号					円	円	円
年度第 号					円	円	円

ロ 振替口座の場合

供託番号	銘柄	金額	評価額
年度第 号		円	円

- 3 その他参考となる事項

(記載上の注意)

記第13条第1項の登録申請書又は法第16条第3項第1号の規定及び金融サービス仲

介業者等に関する内閣府令第194条第1項の規定による届出書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書きで併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第10号（第14条第3項関係）

（日本産業規格A4）

保険金取戻承認証明書

- 取戻しを受ける供託者の商号、名称又は氏名及び住所
- 取戻しを受ける供託有価証券の内容（供託商名）

イ 振替口座以外の有価証券の場合

供託番号	名称	回証号	番号	枚数	券面額	総額面	評価額
年度証書 号					円	円	円
年度証書 号					円	円	円

ロ 振替口座の場合

供託番号	銘柄	金額	評価額
年度証書 号		円	円
年度証書 号		円	円

上記のとおり証明する。

年 月 日

財務（支）局長

印

住所

氏名

殿

別紙様式第10号（第14条第3項関係）